

平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会（第4回） 議事概要

開催日時及び場所	平成24年3月7日（水） 午後2時～3時40分 京都平安ホテル 白河	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法学部准教授） 委員 <small>おきた</small> 沖田 <small>やすひこ</small> 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員))	
議 事 概 要	1 開会 [<small>にしかわ</small> あいさつ（西川総務部副部長）] 2 議事 （1）入札制度改善の実施状況について（報告） （2）入札制度等の改善方策について （3）今後の入札契約制度のあり方について （4）その他 ◇府民によりよい行政サービスを届けていくため、公契約についての基本的な考え方や具体的な取組を分かり易く示す、公契約の「大綱」に策定に向け、各委員から意見をお聴きした。 ◇各委員から出された意見を踏まえ、事務局で課題を整理の上、次回委員会において大綱（案）を提案し、審議いただくこととなった。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

(1) 入札制度改善の実施状況について（報告）

意見・質問	回 答 等
<p>◇最低制限価格及び低入札調査基準価格の見直しについて、両制度の適用範囲を定める検証はどのように行うのか。</p> <p>◇国等の動向とは異なる方向性により、低入札価格制度を維持していくのであれば、その理由を府民に説明する責任が生じる。</p>	<p>◇国では、総合評価競争入札制度において低入札価格調査制度を実施する中で、低入札調査基準価格を上回る場合には加点し、低入札調査基準価格以下の者が実質的に落札できないような運用となっています。</p> <p>また、他府県の状況は、府県により運用手法が大きく異なる中、低入札調査時に、例えば誤字があっても失格させるなど、厳しい運用を行っているところもあります。</p> <p>国や他府県の動向を注視しながら、現在本府で実施しているサンプリングによる下請の利益水準調査の結果を踏まえて検証を行い、委員会に報告したいと考えています。</p>

(2) 入札制度等の改善方策について

意見・質問	回 答 等
<p>◇不正行為に対する指名停止期間の大幅な延長について、適用に当たっては、どのように認定を行うのか。</p> <p>◇近畿地方整備局において、低入札調査基準価格制度における資料の非提出に対し、6箇月の指名停止を行った事例があり、重すぎる措置と考えるがどうか。</p> <p>◇大綱の内容について、経済性と地域性のバランスについて府のスタンスを明確にした上で具体策を例示すべき。方向性の定まらない施策の羅列は良くない。</p> <p>◇元請下請関係の適正化については、受注者側の問題でもあり、受注者側</p>	<p>◇公表している府の指名停止要領において根拠を定めており、警察や公正取引委員会により起訴や認定がなされてから、指名選考適用において適用を検討することになります。</p> <p>◇低入札調査基準価格以下での応札は好ましくないとのスタンスに基づいた対応ではないかと考えられますが、措置の軽重については制度設計全体の中で判断するため、委員の意見を踏まえ、更に検討を進めます。</p> <p>◇公共事業の減少により、元請下請ともに厳しい状況にあり、自主的に適切なルールを作ることが難しい状況にあると認識しており、現状では、発注者の側が主体となってル</p>

<p>がルールを作った方が良いのではないか。</p> <p>◇大綱においては、発注者(官)と民との関係がどうあるべきかを示すべきである。</p> <p>◇公契約における最終的な責任者は発注者(官)であるべきだが、一義的には業界(民)も一定の責任を負うべきであり、大綱には、官と民の関係がどうあるべきかを示す必要がある。</p> <p>◇元請下請関係についての取組を進めるに当たり、下請や孫請けにおける労働環境の状況をどの程度つかんでいるのか。</p> <p>◇府内企業への発注の原則化について、現状はどうなっているのか。</p> <p>◇大綱ではなく、条例化により法的根拠を持たせ、労働者の賃金も定めるべきではないか。</p> <p>◇地域貢献優先型入札の実績は何件あるのか。</p>	<p>ールを作る必要があると認識しています。業界団体とも研究会を立ち上げており、実効性のあるルールを作り上げていきたいと考えています。</p> <p>◇本委員会での企業ヒアリングや、サンプリングでの下請の経営状況調査などを実施しており今後、とりまとめていく予定ですが、全般的な現状の把握は困難な作業であると認識しています。</p> <p>◇従来から、橋梁やトンネルのシールド工法といった特殊な工事を除き、府内発注をしています。府内発注の割合は9割程度となっています。</p> <p>◇機動的に対応できる大綱のメリットを活かし、契約の当事者として、主体的に取り組む内容を具体的に盛り込み、PDCAを適正に行えるようにしたい。 労働者の賃金については、公民格差による弊害もあり、労働施策全体の中で考えるべき問題であると認識しています。また、条例化している自治体においても、一部の工事のみ対象としており、公共工事の中でも格差があるのが実状です。本府としては、全ての工事を対象として大綱で取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>◇2月公告分までで2件、実施しています。地域性重視の施策としては、住民生活に身近な工事を土木事務所管内で発注することを優先して行っています。</p>
--	---